

品川区福祉車両助成事業実施要綱

制定	平成 11 年 4 月 12 日	区長決定	要綱第 61 号
改正	平成 12 年 12 月 28 日		要綱第 1 号
改正	平成 13 年 10 月 24 日		要綱第 181 号
改正	平成 15 年 8 月 25 日		要綱第 74 号
改正	平成 21 年 3 月 25 日	部長決定	要綱第 290 号
改正	平成 24 年 3 月 30 日	区長決定	要綱第 111 号
改正	平成 24 年 5 月 31 日	部長決定	要綱第 172 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	区長決定	要綱第 358 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 188 号
改正	平成 28 年 12 月 28 日	区長決定	要綱第 263 号
改正	平成 30 年 12 月 25 日	区長決定	要綱第 5 号
改正	令和 2 年 12 月 10 日	部長決定	要綱第 206 号

(目的)

第1条 この要綱は、車いす使用者が容易に同乗し、または昇降するために改造を施した自動車（以下「福祉車両」という。）の購入および改造費用の助成を行うことにより、在宅の車いす使用者の外出を支援し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図り、もって車いす使用者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の要件)

第2条 福祉車両の助成は次に掲げる要件を備えている身体障害者（以下「申込者」という。）に対して助成を行う。ただし、申込者の年齢が20歳未満の場合は、申込者と生計を一にする同居の親族等。以下「保護者等」という。）に対して助成を行うことができるものとする。

- (1) 申込者または保護者等が、引き続き1年以上品川区内に住所を有していること。
- (2) 身体障害者手帳の所持者で、常時車いすを使用するものであること。
- (3) 申込者（申込者が20歳未満の場合には保護者等）の前年の所得（1月から7月までの申込にあっては、前々年の所得）が、品川区障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年10月8日規則第48号）第1条の3に規定する所得制限基準内であること。
- (4) 次条に定める助成額以上の購入または改造の費用を要すること。
- (5) 福祉車両は、申込者または保護者等が所有する自動車であって、営業用でないこと。
- (6) 所有者の要件については、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に、本人、同居している配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、ならびに同居の親族等の個人名が記載されている自動車に限る。ただし、割賦購入により自動車を使用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に、上記に該当する者の氏名が記載されているものは対象

となる。

(助成額)

第3条 福祉車両購入に対する助成額は一件につき30万円、既存所有車両の改造に対する助成額は一件につき15万円を予算の範囲内で助成する。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、福祉車両を購入または改造をする前に、品川福祉車両助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に申請するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 福祉車両の購入または改造に要する経費の見積書(購入費用または改造箇所および所要経費を明らかにしたもの)
- (3) 当該車両が福祉車両であることが確認できるカタログ、写真等
- (4) 課税または非課税証明書(区外から転入した者に限る。)
- (5) 割賦購入契約書(割賦購入により自動車を使用している場合に限る。)
- (6) その他区長が必要と認める書類

(助成の決定)

第5条 区長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、助成を行うことを決定したときは、品川区福祉車両助成交付決定通知書(第2号様式)により、助成を行うことが不適当と認めるときは、品川区福祉車両助成不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、福祉車両の購入後または改造後、速やかに次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 品川区福祉車両助成金交付請求書(第4号様式)
- (2) 福祉車両の購入または改造に要した経費の支払いを証する書類(領収証、明細書等)の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 福祉車両の購入後または改造後の写真、その他これに類するもの

(助成金の交付)

第7条 区長は前条の規定により請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成決定者に助成金を交付する。

(助成決定の取消等)

第8条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 福祉車両の購入および改造以外に助成金を使用したとき。
- (2) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 本要綱その他の関係法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、既に交付した助成金があるときは、その返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年12月28日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年12月28日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年12月25日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

品川区福祉車両助成申込書

年 月 日

品川区長あて

私は、品川区福祉車両助成事業による助成を受けたいので申請いたします。

申 込 者	住 所	〒 品川区 電話 ()		
	氏 名		手帳等級 (手帳所持者)	種 級・度
	区 分	車両購入費 ・ 改造費	購入・改造 年月日	年 月 日 購入・改造 済

家 族 の 状 況	氏 名	住 所	年 齢	続 柄	電 話
			歳		
			歳		
			歳		

そ の 他 の 状 況	区内居住期間	年 ヶ月 (年 月 日 から)
	前年分所得額	所得金額 円 (収入額 円)
	特 記 事 項 (本人状況) (その他)	

第 年 月 日 号

様

品川区長

品川区福祉車両助成交付決定通知書

年 月 日付で助成申請のあった品川区福祉車両助成について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成決定額

円

2 助成対象者

住 所	品川区
氏 名	

3 助成対象車両

車 両 購 入	所有車両改造
---------	--------

第 年 月 日
年 月 日

様

品川区長

品川区福祉車両助成不交付決定通知書

年 月 日付で助成申請のあった品川区福祉車両助成について、
該当しないので通知します。

記

非該当の理由

年 月 日

品川区長 へ

住所

氏名



品川区福祉車両助成金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた品川区
福祉車両助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	百	十	万	千	百	十	円